

一般社団法人日本デフ陸上競技協会 謝金規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、一般社団法人日本デフ陸上競技協会（以下「本協会」という。）の事業推進に必要な役務等を提供した者に対して支給する謝金に関し、必要な事項を定める。

(謝金の支払対象)

第2条 この規程により謝金を支給する対象者は、次の各号に規定する者とする。

- ①理事・役員
- ②強化スタッフ・大会スタッフ
- ③本協会の要請により、講習会・研修会・講演会等の講師となった者
- ④トレーナー・栄養士・管理栄養士・医師
- ⑤監督・コーチ
- ⑥その他会長が謝礼を支払う必要があると認めた者

(謝礼額)

第3条 前条第1号から第3号までの対象者に支払う謝礼の上限額は別表のとおりとし、当該事業年度の予算額の範囲内で決定する。

2 前条第4号、第5号及び第6号の対象者に対する謝礼は、理事会の決議に基づき、その都度会長が定める。

(源泉徴収)

第4条 本協会は法令の定めに基づき源泉徴収を行った後、対象者に謝金を支給する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

(改正)

第6条 この規程の改正は、理事会の決議による。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日より施行する。
- 2 令和2年4月1日に一部改正
- 3 令和6年4月1日に一部改正

別表

対象者	謝礼の支払い対象となる事業内容等	謝礼額（1日につき（※1））
理事・役員	理事会、その他役員として出席する必要がある強化合宿や会議など	30,000円を上限とするが能力や状況に応じて変動することがある。
強化スタッフ 大会スタッフ	本協会主催の各種大会、合宿、選考会などの運営	15,000円を上限とする。
代表立会人 (NF Representative)	ドーピング検査事業	10,000円を上限とする。
デザイン考案者・映像編集者 (プロデザイナーを除く。)	本協会主催の研修会・講演会等	20,000円を上限とする。
講師	本協会主催の研修会・講演会等	30,000円を上限とする。 規模、状況によって変動する。
マネジメントスタッフ	当協会を運営・統括するマネジメントスタッフ	50,000円を上限とする。
トレーナー・栄養士 ・管理栄養士・医師	本協会主催の各種大会、選考会、合宿などの運営（※2）	30,000円を上限とするが、能力や状況に応じて変動することがある。
コーチ・監督	本協会主催の各種大会、合宿、選考会などに帯同	30,000円と上限とするが、能力や状況に応じて変動することがある。
有資格者 当協会のニーズに応じた国家資格、日本スポーツ協会認定の資格など ※3	本協会主催の各種大会、合宿などに帯同	20,000円を上限とするが、地域や時間などの状況によって変動する。
手話通訳士・手話通訳者・ 国際手話通訳者・弁護士・司法書士・税理士	本協会主催の各種大会、合宿、選考会などの運営	30,000円を上限とするが、地域や時間などの状況によって変動する。
その他	理事会・役員会で認められた事業など	能力や状況に応じて変動する。 上限は設けない。

※1 対象となる事業の所要時間が3時間以内の場合は半日とみなし、上記の表に規定した謝礼額の半額を支給する。

※2 医療系国家資格のあるトレーナー（公認アスレティックトレーナー（AT）柔道整復士、あん摩マッサージ師、鍼灸師、理学療法士、医師）に限る。それ以外の方は、強化スタッフもしくは大会スタッフとみなす。

※3 民間認定の資格は参考程度とし、原則、強化スタッフ扱いとするが、労働量や能力に応じて金額が変動することもある。

※JPC 助成金支給対象外の際にこの文書の効力が発される。

※上限額が決められている助成金については、その上限が適応される。